

子育て家族負担軽く

県では、子どもの病気の早期発見と治療を促進するため、子育て世帯の経済的負担を減らすために、市町とともに中学生（一部の町では高校三年生）までの子どもが医療費助成しています。

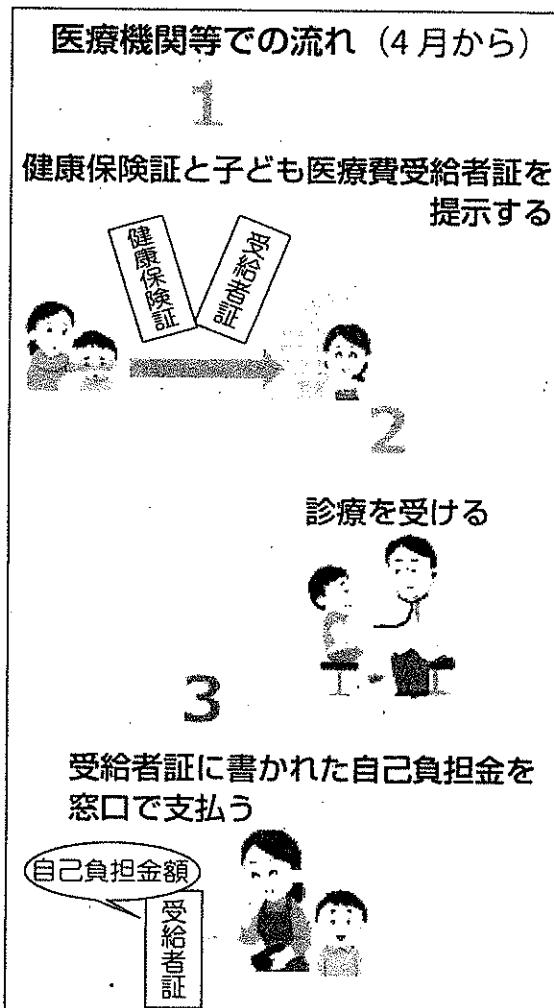
一〇一八年四月から、この子どもの医療費の支払い方法を変更します。

現在は、医療機関などで診察を受けた際、保護者が一割支払い、後で指定窓口に助成金が振り込まれます。四月からは、ゼロ歳から中学三年生（一部の町で高校三年生）までの子どもを対象に、受給者証にかかれた自己負担金だけで診察を受けられるようになります。（イラスト参照）

例えば、小学生の子どもが一回通院し、二割の医療費が三千円になると、現在は医療機関の窓口での支払額が二千円、後日、自己負担金の五百円を差し引いた二千五百円（自己負担金をとつてない市町では三千円）が指

変わる子どもの医療費支払い

か
が
せ
せ
こ



■1 医療機関当たりの子どもの医療費自己負担金

対象	自己負担金
未就学児	なし
小学1年生以上	通院1月500円 入院1日500円（月4000円まで）

※市町によっては小学1年生以上の自己負担金がないところもある



定窓口に振り込まれます。四月からは同じケースで、窓口での支払いは自己負担金の五百円のみになります。（自己負担金をとつてない市町では窓口での負担はありません）。

この制度は、子どもの健やかな成長のため、子育て支援策の一環として、子育て中の家族の医療機関等の窓口で

対象の方には、三月中にお住まいの市町から新しい「子ども医療費受給者証」が送付されますので、その受給者証と一緒に医療費受給者証を医療機関等の窓口で必ず提示してください。この場合にも、後日市町の窓口へ申請していただくことにより、医療費の払い戻しを受けられることができます。

なお、お子さんが休日や夜間の急病で救急医療を利用す

てしまった時など、窓口で受給者証を提示しなかった場合は、一割または三割の医療費を一度支払ってください。この場合にも、後日市町の窓口へ申請していただくことにより、医療費の払い戻しを受けられることができます。

子育て医療費助成制度の詳細は、お住まいの市町担当課へお問い合わせください。

も⁰⁰にお電話ください。専門の相談員から、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や、受診する医療機関等のアドバイスが受けられます。相談時間は、月曜日から土曜日は夜七時から翌朝九時、日曜日や祝日は朝九時から翌朝九時までです。（適正受診をしていただるために、ぜひ）